

経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領

（設置）

第 1 条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第 8 条第 1 項の規定に基づき経営ビジョン策定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 部会は，平成 3 0 年度以降の新たな経営ビジョンについて必要な検討を行い，京都市上下水道事業経営審議委員会に報告することを目的とする。

（任期）

第 3 条 要綱第 8 条第 2 項に規定する部会委員の任期は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 8 条第 2 項第 1 号に規定する者にあつては，同号の規定による指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第 8 条第 2 項第 2 号に規定する者にあつては，同号の規定による委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

（会議の公開）

第 4 条 会議の公開に関する事項は，京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準じる。

（報酬等）

第 5 条 部会委員に支払う報酬等に関する事項は，京都市上下水道事業経営審議委員会委員の報酬等に関する要領に準じる。

（庶務）

第 6 条 部会の庶務は，上下水道局総務部経営企画課において行う。

（補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要領は，平成 2 9 年 3 月 2 3 日から実施する。